

子ども虐待死亡事例 検証報告書

平成 29 年 4 月

長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇審査部会

個人を特定する情報が含まれることから、本報告書の利用にあたっては、プライバシーに配慮するため関係者限りの扱いとし、適切に管理してください。
廃棄する際は、溶解等の適切な処理をお願いします。

目 次

1 検証について	P 2
(1) 検証の目的	
(2) 検証の方法	
2 検証の対象となった事例	P 2
(1) 事例 1	
(2) 事例 2	
3 事例 1 の概要及び検証	P 3
(1) 事例の概要	
(2) 家族の状況	
(3) 事例の経過	
(4) 課題と提言	
4 事例 2 の概要及び検証	P 10
(1) 事例の概要	
(2) 家族の状況	
(3) 事例の経過	
(4) 課題と提言	
5 検証の経過	P 15

(参考資料)

○長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇審査部会 運営要領

○長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会処遇審査部会 専門委員名簿

1 検証について

(1) 検証の目的

平成 27 年度に長野県内で発生した子ども虐待死亡事例 2 件について、可能な範囲で事実の把握・課題の抽出等の検証を行い、同様の子ども虐待の発生を防止するために提言を行う。

なお、関係機関（関係者）の当時の判断・対応などについて、その責任を追及するものではない。

(2) 検証の方法

各事例について、次のような手順で検証を行った。

- ① 部会事務局（県民文化部こども・家庭課）による関係機関への調査
- ② 調査結果の部会への報告
- ③ 把握された事実等に基づく課題の抽出
- ④ 提言内容の検討

2 検証の対象とした事例

検証した事例は次の 2 事例である。

(1) 事例 1

母親（16 歳）が自宅のトイレで出産。搬送先の病院で死亡が確認された。

(2) 事例 2

母親（41 歳）が自宅の浴槽内で出産。搬送先の病院で死亡が確認された。

3 事例1の概要及び検証

(1) 事例の概要

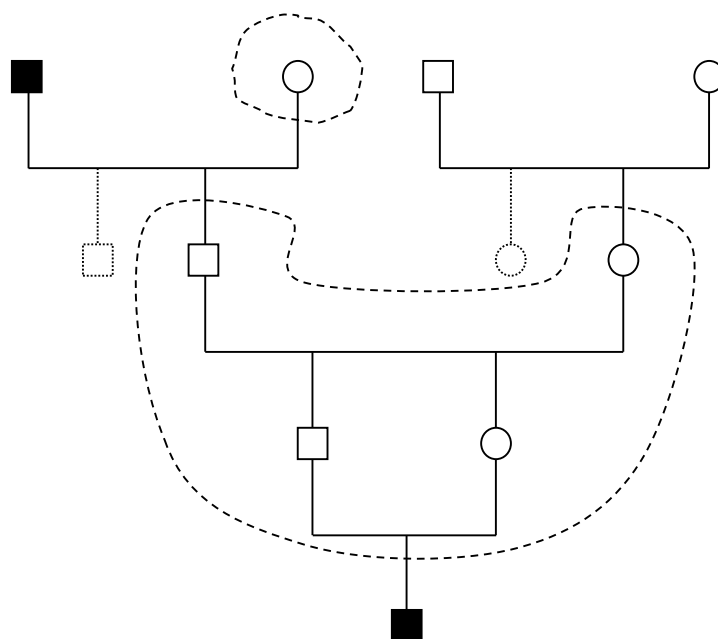
- ・母（16歳）が自宅のトイレで出産。死産ではなかったが、新生児は出生直後に死亡したとみられ、2～3時間後に病院に搬送された際に死亡が確認された。
- ・母は未婚であり、祖父母及び伯父と生活していたが、家族は母の妊娠に気づいていなかったようである。
- ・出生した新生児の父親は伯父（母の兄）であった。
- ・母は殺人の罪で書類送検された。

(2) 家族の状況

祖父	47歳（一般廃棄物回収会社）
祖母	45歳（スーパーレジ（パート））
伯父	20歳（プラスチック工場） ※新生児の父
母	16歳（特別支援学校 高等部1年） ※療育手帳B1所持
新生児	0日（死亡） ※40週相当 3,196g

父方曾祖母	73歳（登録制の介護業務） ※同市町村内在住
-------	------------------------

<ジェノグラム>



<家族に関する特記事項>

【父方曾祖母について】

- ・父方曾祖母は家族に対して強い影響力を持っている様子がある。
 - *警察の聴取がある際、伯父が父方曾祖母に相談し、父方曾祖母が聴取に行かないよう指示することがあった。
 - *祖父自ら「(父方曾祖母には) 頭が上がらない」という発言あり。
 - *新生児の葬儀の段取りを父方曾祖母が行った。

【祖父について】

- ・祖父の仕事は朝が早く日中に帰って来る。帰宅後にパチンコに行くことがある。
- ・祖父はスイッチが入ると感情的になりやすい傾向がある。
 - *「家族の情を考えろ」、「あなたも子どもが居るんだろう」・・・など、声が大きくなる(怒鳴る)。
- ・祖父には兄が1人おり、住宅会社の店長をしている。

【祖母について】

- ・祖母のパートはシフト勤務。シフト表が家の中に貼ってある。
- ・祖母は知的能力が高くないとの印象を受ける。物事を考えられない様子や、父に判断を委ねる様子が見られる。
- ・祖母には姉が1人いる。家の中であまり発言ができないと思われる祖母にとって、相談しやすい存在である模様。

【伯父(新生児の父)について】

- ・伯父は中学時代、特別支援学級を利用していた。その後、定時制高校を卒業し、現在の会社に就職した(一般就労)。
- ・平成26年春に就職し、就職から半年ほどは朝8時から夕方4～5時まで仕事に出ていたが、その後は朝9時頃に出て昼過ぎに帰ってくるようになった。

(3) 事例の経過

時期 (母の年齢)	内 容
H11.6	<input type="checkbox"/> 母 出生
H12 (1歳前後?)	<input type="checkbox"/> 祖父が缶を投げ、母の額にあたる? ・母の額に傷が現在も残っている。
H14.2 (2歳9か月)	<input type="checkbox"/> 保育園に通園開始
H14.7	<input type="checkbox"/> 3歳児健診の精検のため、祖母と母が児童相談所に来所

(3歳1か月)	<ul style="list-style-type: none"> ・「言葉の遅れ」に関する相談 ・あまりしつけがなされておらず、落ち着きがない様子が感じられる。 ・この後、フォローのため2回の来所あり。 ・発達はゆっくりだが、知的障がいとまでは言えないと思われるとの記載あり。(言語面の伸びが認められた。) <p><input type="checkbox"/>小学校入学以前に転居し、現在の在住市町村に転入。</p>
H18	<input type="checkbox"/> 小学校に入学
H22 (小学5年)	<input type="checkbox"/> 同じ市町村内で転居
H23 (小学6年)	<input type="checkbox"/> 特別支援学級に入級
H24 (中学1年)	<input type="checkbox"/> 中学校 入学 <ul style="list-style-type: none"> ・住所地の中学は特別支援学級が無く、学区外の中学に入学 ・伯父も同様の理由で同じ中学に通った。 <p><input type="checkbox"/>入学後1か月程度で同じ市町村内で転居</p> <p>《学校での様子》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任と合わず欠席しがちだった。 ・担任と家庭との折り合いも悪かった模様。 ・中学2年～担任が女性教諭となり、改善傾向となった
H25 (中学2年)	<input type="checkbox"/> この頃から伯父との関係が始まる？(週2～3回?) <ul style="list-style-type: none"> ・母は嫌だと思っており、それを伝えたこともあった模様。 ・伯父から「内緒だよ」と口止めされたこともあったらしい。
H26 (中学3年)	<p>《学校での様子》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・課題に対して熱心に取り組む姿勢が見られる。 ・特別問題がある家庭と認識される状況ではなかった。 ・時折、祖母や伯父が母を学校に送って来ることがあった。 ・下校(?)途中に、同じ見知らぬ男性に呼びとめられたりすることが複数回あった。家庭から警察に届け出た模様。 ・2学期後半から急に欠席が増えた。
H26.12	<input type="checkbox"/> 療育手帳の判定のため、母、祖母、父方曾祖母が児童相談所に来所

<p>(中学3年)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・田中ビネー知能検査 結果 IQ47 ・母は記憶に関する苦手さが見られた。 ・「B1」(中度知的障がい) ・祖母は説明や母に関する記憶が曖昧だったり、母子手帳の記載状況が不十分な様子があった。 ・父方曾祖母が母を「バカ」呼ばわりする様子があった。
<p>H27.4 (高校1年)</p>	<p>□特別支援学校高等部 入学</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校では妊娠に気づかなかった。 ・母はもともと太めの体型 (1年前 身長 146.0cm 体重 58.0kg →H27.4 身長 147.5cm 体重 62.2kg) ・健康診断(内科健診 H27.4.17 他)でも判明しなかった。 <p>《学校での様子》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・授業中、机に顔を伏せていることが多く見られた。 ・自分の意思を表明していくことが難しい。人前で意見を言うことは苦手。慣れて来た職員・友人(女性)にはベタベタしたりする様子が見られた。 ・性教育 H27.4～5 に5回実施。主に第2次性徴について、出産シーンのVTR視聴もした。 <p>《家族の動き》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普段、母との交流があまりない父方曾祖母が、妊娠を疑ったことがあった模様。 ・祖母は母に生理が来ていないことを心配していた。約6か月生理がないとの認識があった模様。祖母の話によれば、精神保健福祉センターに相談し、「精神的なものだろう」と助言されたと学校に話している。(時期等の詳細は不明。) ・祖母は母に対して妊娠の可能性について聞いたことがあったが、母はすぐに否定した。(時期不明。) ・出産の1週間前に祖母が担任に上記心配について話をした。担任は産婦人科の受診を勧め、養護教諭とも相談して受診しやすいと思われる病院を翌日紹介した。(しかし、受診には至らなかった。)
<p>H27.7.2 (高校1年)</p>	<p>□自宅のトイレにて出産(同日中に病院搬送され新生児死亡確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前の夜中から、母には腹痛や嘔吐があった。 ・学校に欠席の連絡等があった際、担任から家族に病院受診を再三勧めたが、受診には至らなかった。 (朝、伯父から学校に連絡あり。昼前に祖母から学校に連絡あり。)

H27. 7. 6	<ul style="list-style-type: none"> ・母に妊娠の認識がどの程度あったか不明 (核心部分については、事情聴取において話さない。) <p>□退院後、警察からの通告により母を一時保護</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的な会話はよくする ・家族（祖父母、父方曾祖母）との面会及び外出が頻繁にある。
-----------	--

<その他特記事項>

- 祖母等が母に生理処理等を教えることはなかった模様。
 - ・祖母は自分も教えてもらわなかった。
 - ・スーパーから生理用品を大量に買ってきて置いておだけだった。
- 母は中学卒業するぐらいまで、祖父と入浴することがあった。
 - ・髪の毛を洗ってもらっており、体を洗ってもらうこともあった。
 - ・祖父が夕方お酒を飲み、仮眠をとる前に祖父から「(起きるのを) 待っているよ」と言われ、起きるのを待って一緒に入っていた。
 - ・高等部に入学したころから断っていた模様。
- 祖父母によれば、母と伯父は仲が良く、じゃれ合うことも見られた模様。
 - ・「妹思いの優しい兄」が外部の目に映る伯父の印象であった。

(4) 課題と提言

ア 性被害の実態が最後まで明らかにならなかった背景と性被害発生後の対応

本事例は新生児の死亡事例であると同時に、母の家庭内（きょうだい間）の性被害事例である。

一般的に、性被害の状況が発覚することは非常に困難を極める。それは、被害者が自分の被害を恥じたり、自分が悪いことをしてしまったと感じていたり、加害者から口止めされているなどの状況から、被害者がその被害の内容を訴えることが難しいからである。

本事例においても、調査により、伯父から「内緒だよ」と口止めされていたこともあったらしいことがわかっており、もともと自分の意思を表明することが難しい母が誰かに被害を訴えることは困難であったことは容易に想像できる。

加えて、本事例の家庭においては、母が中学を卒業するぐらいまで祖父と一緒に入浴していたこと、伯父と母のことを「恋人同士のように仲がよい」と表現していたことがあること、これらの状況を祖母も容認していたことなどから、家庭内での異性との距離の取り方や自他の境界線の意識が母の年齢にふさわしいものであったかに疑問が残る。そういった環境の中で、知的障がいがある母の理解力の弱さも影響し、母が伯父と肌を触れ合わせることを問題として捉えるに至らず、伯父との

性交渉を「被害」や「誰かに相談すべきこと」として認識するに至らなかったと考えられる。

家庭内で起こる性被害を外部の者が発見することは非常に困難であるが、何かのきっかけでその状況が発覚した際には、そういった被害者の背景や心理状態を理解した上で、専門の研修を受けた者が対応することが基本である。特に本事例のように知的障がいのある子どもや年齢の小さい子どもについてはその特性を踏まえた対応が求められる。

イ 若年女性に対応するときには妊娠の可能性を念頭に置く

母が特別支援学校高等部に入学した直後に健康診断（内科健診）が実施されているが、もともと肥満体型だったことと、前年度と比較して急激な体重増加ではなかったことから、この時点で妊娠に気付くことは困難であったと推測される。

しかし、祖母は、母に約6カ月間生理が来ていないことを承知しており、そのことについて相談機関や学校、祖母の姉に相談をしていた。並行して、祖母が母に妊娠の可能性について聞いていた経過もあった。母は妊娠を否定していたが、この時点で周囲の者や相談を受けた機関が母の妊娠や婦人科系疾患の可能性を想定し、まずは自分の体を守るために大事なことであるということで母や祖母（家族）にも理解を求め、家族及び母が信頼をおいている者が同行するなどして確実に受診させることが必要であった。

若年女性の体調の変化を捉えた際には、妊娠や婦人科系疾患の可能性を常に念頭に置き、疑わしければ医師の診察につなげることが必要である。もし妊娠であれば、適切に対応することで、若年女性本人と子ども（胎児）の命を守ることができる。

ウ 障がいがある児童生徒への性に関する教育と家族への啓蒙

特別支援学級（学校）においては、知的に障がいがある児童生徒に対しても、通常学級（学校）と同様の内容を基に、情報量や進めるスピードを本人の理解や発達状況に合わせた上で性教育を実施している。本事例の母は、特別支援学級（小6～中3）及び特別支援学校（高等部）に所属し、実際、高等部入学直後には性教育の授業を受けていた。中学校においても同様の対応がなされていたと思われるが、その内容が母にどれだけ定着していたのかは不明である。

今後、障がいがある児童生徒に対して性に関する教育を行う際に、より分かりやすく伝えるための再検討が必要であり、また、実際の生活の中で役立つ実践的な内容を盛り込むことも重要ではないかと考えられる。ひとつは体の成長の仕組みや妊娠・出産に至るまでの経緯の話の中で、プライベートゾーンは家族であってもむやみに触らせてはいけないこと、触られたら「嫌だ」と言うことを継続して伝え実践できるよう支援していくことと併せて、今後は、その内容が、障がいがある児童生

徒本人にどれだけ定着しているか、その内容が日常生活の中でどう生かされていくのかも含めて丁寧に把握していくことが求められる。

もうひとつは、処遇審査部会委員の医師から出された意見として、学校の養護教諭が中心となり、障がいがある児童生徒の月経周期を本人及び家族と一緒に記録、共有するということである。記録を基に、月経周期が順調であれば、性的な成熟が進んでいることや、いつでも妊娠をする可能性があることを本人及び家族と確認するきっかけとなる。月経周期を記録して大切にすることは、何十年と続く女性としての人生を大切にすることにもつながる。

併せて、保護者への働きかけも必要である。現在もPTAの研修会などで性に関することを取り扱う学校もあるが、性に関することは必ず取り扱う事項として設定したり、性に関する研修会を開催しやすいように講師の選定や派遣がスムーズに行えるような仕組みづくりが求められる。

なお、障がいがある児童生徒の保護者の中には、子育てや日常生活が十分にできなかつたり、周囲からの助言にうまく対応できない方が一定数存在し、その方々への働きかけの工夫も必要である。

4 事例2の概要及び検証

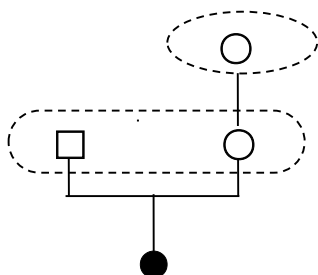
(1) 事例の概要

- ・41歳の母が自宅の浴槽内で出産。帰宅した父が浴室を確認したところ、母は浴槽内におり、洗い場の洗面器内に新生児がいるのを発見したことから、父が救急車を要請。
- ・救急隊が到着した時は、母は浴槽の縁にもたれかかっており、洗面器内に胎盤が繋がった状態の新生児を確認した。
- ・新生児は搬送先の病院で死亡が確認された。司法解剖の結果、生体児であったとの判断。
- ・母は医療機関未受診。この世帯に関係機関の関わりはなかった。
- ・母は保護責任者遺棄で書類送検された。新生児の直接の死因は不詳である。

(2) 家族の状況

父	46歳（派遣社員（総所得180万円））
母	41歳（主婦）
新生児	0日（死亡） ※推定9か月前後。身長44.5cm、体重1,930g 搬送された病院ではAIを実施。クモ膜下出血あり。死因は特定できず。
母方祖母	70代 ※同市町村内在住

<ジェノグラム>



<家族に関する特記事項>

【母および父について】

- ・母は、小5から特別支援学級に在籍。中学卒業後は専修学校に進学し、卒業後は繊維関係の工場に就職した。自動車免許を1年かけて取得したことが自信につながった。
- ・24歳の時に父と結婚。父はゴム工場に勤務。母は家事をし、父の弁当も毎日作る

生活をしていた。

- ・母は、子どもを希望していたが不妊だったため、子どもができるとは思っていなかったとのこと（不妊治療までは至っていない）。元々生理不順で妊娠したとは思っていなかったため、つわりにも気づかず受診もしなかった。
- ・母によれば、父も妊娠には気づいていなかったという。病院スタッフ、保健師ともに父との接触はなく、詳細不明。

【母方祖母について】

- ・父母と同じ市町村内で生活。母の入院直後から、病院で付き添いをしていた。
- ・病院スタッフからは、母方祖母も知的に低い印象を受けるが、母よりは高いように感じるとの話あり。
- ・病棟では、優しい口調で母に接する様子があった。

(3) 事例の経過

時期	内 容
H28. 1. 12 6 時 30 分	・母は起床時からお腹が張った感じの腹痛があり横になって休んでいた。
14 時～15 時頃	・母はトイレに 2 回行き、2 回とも膣から何か出てきて出血したが、自分の手で押し込んだ。
16 時頃	<input type="checkbox"/> 自宅の浴室で出産 ・腹痛が強くなったため、浴槽にお湯をためて入浴。浴槽に浸かって間もなく膣からポコッと何か出てきて、しばらくして湯船の中に赤ちゃんがいることに気づいた。抱き上げたが、動くことも泣くこともなかった。 ・その後、腹痛のため浴槽から出ることができなかった。
19 時半頃	<input type="checkbox"/> 救急搬送 ・父が帰宅し、救急車を要請。母子が病院に搬送された。 <input type="checkbox"/> 入院 《入院時の母の状況》 ・身長 151cm 体重：87kg 血圧：165/99 尿たんぱく（+） →妊娠高血圧との診断 ・混乱、興奮なし、スタッフとは警戒心なく会話は可能。 《入院から退院までの経過》

	<ul style="list-style-type: none"> ・父が妊娠届出書を提出。母子手帳が交付された。 ・医療ソーシャルワーカーが母と面接。 <ul style="list-style-type: none"> *母は落ち込む様子もなく、あつけらかんとしていた。兄の葬儀に出たいとメソメソしていた時もあった。死んでしまったことはしょうがないなあ、と。 ・母と母方祖母との関係は良好。 ・病院から市町村保健センターに連絡。今後の母支援を依頼。 ・保健師が病院訪問して、母、母方祖母と面接。 <ul style="list-style-type: none"> *母は、「出産時の裂傷部分の痛みがあり歩行できない、祖母から、『仏壇に牛乳をお供えし夫婦で飲むことで赤ちゃんの供養になる』と言われているが、牛乳飲むとお腹が痛くなる」と訴えがあった。 *面接した保健師は、母について知的な課題を抱えている印象を受け、家族計画や退院後の過ごし方などの支援が必要と判断。 ・母が精神科を受診。 <ul style="list-style-type: none"> *知能検査実施（WAIS-Ⅲ） IQ：53（VIQ：55 PIQ：60） *検査結果は医師から母及び母方祖母へ説明。今まで知的障がいという認識はなく、医師の説明を聞き「友人関係などうまくいかなかった理由がわかり、安心した」と母は述べている。 ・母が腎臓内科受診 <ul style="list-style-type: none"> *尿たんぱくが（+）であり、産後の経過によるものとの判断であったが、念のため受診。糖尿病の指摘はなかった。
H28. 1. 22	<p>□母 退院</p> <ul style="list-style-type: none"> ・血圧が乱高下していたため、入院を延長した上で退院となる。 ・当面、母は母方祖母宅で過ごすことになる。 ・母方祖母から保健師へ、母が退院したこと、翌週から警察の聞き取りが始まることの報告あり。
H28. 1. 25	<p>□保健師が母方祖母宅を訪問①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母の血圧は 150/90（自己測定では測定時間がバラバラ）。 ・母より「仏壇にお供えした牛乳を飲んだのでお腹が痛い」との訴えあり。
H28. 1. 26	<p>□保健師が母方祖母宅を訪問②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母の血圧は高め。 ・警察の取り調べは怖いので母方祖母も一緒に付き添っているとのこと。 ・父の会社が隣市町村にあるため、翌月に転居することになっているとのこと。

H28. 1. 28	<p>□保健師が母方祖母宅を訪問③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母より以下の話あり。 ＊民間の温熱療法に行ってきたので調子は良い。 ＊妊娠には気づかなかった、太ったかな、と思っていた。生まれてきて妊娠していたとわかった。 ＊高血圧だから妊娠はやめた方がいいと母方祖母が言うので、赤ちゃんはいらない。避妊については、父に話しをしたら「わかった」と言ったのでもう大丈夫。 ＊病院受診はしている。
H28. 2. 3	<p>□保健師が母方祖母宅を訪問④</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母は「出産して心が空っぽになったが、今は漫画を読む気になった」と話し、表情が良かった。 ・血圧も安定してきたとのこと。
H28. 2. 18	<p>□保健師が母方祖母宅を訪問⑤</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母より「入浴していたら、赤ちゃんが出てきてびっくりした。赤ちゃんをどうしたらいいのかわからなくて温めていた。」との話あり。 ・転居の準備は父がしており、2月末にはアパートを引き払うとのこと。 <p>⇒隣市町村に転居したことにより、父母及び母方祖母が住んでいた市町村での支援は終了</p>

<その他特記事項>

- 転居にあたり、母、母方祖母の了解を得て、父母及び母方祖母が住んでいた市町村の保健師から隣市町村の保健師へ情報提供がなされている。
- 隣市町村へ転居後も、母は入院していた病院には定期的に通院している。腎臓内科では、薬剤が胎児に影響する可能性から、今後妊娠を希望する場合は申告するよう指示されたが、母は希望しないと返答をしている。
- 病院では降圧剤（ミコンビ）が処方されていた。医療費の滞納はなかった。
- 警察からの情報では、出産時の状況から、救命措置を行っていれば救命できた可能性は否めないとのこと。

(4) 課題と提言

本事例は妊娠に気づかないまま、関係機関の関わりもない中で出産し、子どもが死亡に至った事例である。情報が乏しいこともあり、検証の実施について処遇審査部会委員の中で、その必要性について議論がなされた。出産後なすすべもない状態で、子

どもが死亡したものであり、関係機関へ提言すべきことはあるとの認識のもと検証を行なった。

ア 妊娠・出産の理解が不十分なまま妊娠し、自宅出産と新生児死亡に至った事例

母は、出産後、医師から自身の軽度知的障がいについて説明を受けている。今までの生活の中でうまくいかなかったことの原因と結びつけ、安心したと話している。20代で結婚し、現在まで家庭生活が営まれてきたことから、日常的には特に問題はなく生活できていたと思われるが、妊娠についての具体的な知識や理解は不十分であった。子どもを望んでいたが、妊娠しないまま経過しており、また生理不順でもあったことで妊娠するとは思っていなかったと母は話している。妊娠するということは自分の体がどう変化するのか、という知識も理解も不十分であったと思われる。

イ 知的障がいを有する生徒への性教育

妊娠に気づかないままの出産を防止するためには教育が重要である。学校は、生徒自身が女性としての自分の身体を気遣い、体調を把握できるようになるために手助けをする必要がある。本人や家族と一緒に月経周期を記録することや、自分の体調の変化に気づいたら大人に相談するように教えること（相談先が記載してあるカードなどを携帯する）なども一つの方法である。

ウ 卒業後も自分の身体を守り大切にできるような性教育と家族への啓蒙

知的な課題を有する女性のうち、本事例のようにパートナーとの生活の中で妊娠や出産を経験する例は少なくない。そのときに、本人や家族の知識や理解が足りないがゆえに妊娠や出産で危険にさらされることのないようにする必要がある。

そのためには、生徒自身が在学中から、女性としての身体、性交渉、妊娠や出産について学び、ある程度の理解ができていることが重要である。生徒の理解力に合わせた、よりわかりやすい性教育を実施することで、本事例のような不幸な転帰（新生児死亡）が少しでも減少することが望まれる。

また、家族や保護者に対しては、初潮を迎えた後はいつでも妊娠の可能性があることを繰り返し伝え、女性の体調の変化に気づいたら先延ばしせずに相談や病院受診を勧める。

5 検証の経過

開催日	内容
平成 27 年 7 月 27 日 (平成 27 年度 第 2 回部会)	・ 事例 1 の発生の報告
平成 27 年 12 月 9 日 (平成 27 年度 第 3 回部会)	・ 事例 1 の調査の報告及び意見聴取
平成 28 年 3 月 17 日 (平成 27 年度 第 4 回部会)	・ 事例 1 の追加調査の報告及び意見聴取
平成 28 年 7 月 4 日 (平成 28 年度 第 1 回部会)	・ 事例 1 の検証報告書 (案) についての意見聴取 ・ 事例 2 の発生の報告
平成 28 年 10 月 6 日 (平成 28 年度 第 2 回部会)	・ 事例 1 の検証報告書 (案) についての意見聴取 ・ 事例 2 の調査の報告及び意見聴取
平成 29 年 1 月 26 日 (平成 28 年度 第 3 回部会)	・ 事例 1 の検証報告書 (最終案) についての意見聴取 ・ 事例 2 の追加調査の報告及び意見聴取
平成 29 年 3 月 9 日 (平成 28 年度 第 4 回部会)	・ 事例 2 の検証報告書 (案) についての意見聴取

(参考資料)

長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会 処遇審査部会運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、処遇審査部会（以下「部会」という。）の運営に関し、長野県社会福祉審議会運営規程に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(組織)

第2 部会は、5人以内で組織する。

(委員の任期)

第3 部会の委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。
2 補欠のため就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。
3 委員の任期が満了した場合に、後任者が就任するまでは、前任者がその職務を行うものとする。

(副部会長)

第4 部会に、部会長の指名により、副部会長1名を置く。
2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部会)

第5 部会は、部会長が招集し、議長となる。
2 部会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
3 部会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは部会長の決するところによる。
4 部会長は、会議によらず、他の委員の意見を聴取したうえで議事を決することができる。この場合、部会長は決議の結果を部会に報告する。
5 部会の行う調査審議の手続きは公開しない。ただし、第8に掲げる検証については、審議の概要及び提言を含む報告書は公表するものとする。
6 委員は、部会において知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(被措置児童等虐待への対応)

第6 部会は、被措置児童等虐待に関する通告又は届出を受理するものとする。
2 部会は、前項の通告又は届出を受理した場合は、知事へ通知するものとする。
3 県子ども・家庭課長若しくは児童相談所長は、被措置児童等虐待に係る通告、届出、通知又は相談を受け、事実確認等や被措置児童等の保護等の措置を講じた場合は、部会に報告するものとする。
4 部会は、前項の報告を受けたときは、その報告に係る事項について、知事に対し、意見を述べるができるものとする。
5 部会は、前項の事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、施設職員等そ

の他の関係者に対し、出席説明及び資料の提出を求めることができるものとする。

(意見聴取)

第7 児童又はその保護者の処遇に関する事項として、部会の意見を聴く必要がある場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 児童相談所の予定している措置と児童又は保護者の意向が一致しないとき。
- (2) 児童相談所長が、措置決定又は措置決定後の援助について、法律や医療等の幅広い分野における専門的な意見を求める必要があると判断する場合や、児童又は保護者の意向の確認が不可能又は困難なため、児童の最善の利益を確保する上でより客観的な意見を求める必要があると判断する場合等。
- (3) 児童福祉法第28条第1項の承認の申立て又は同法第33条の7の規定による親権喪失若しくは親権停止の審判の請求がされている場合を除き、保護者の意向に反して2か月を超えて一時保護を行うとき、及び引き続き一時保護を行い2か月を経過すること。

2 認可外保育施設の事業停止及び施設閉鎖に関する事項として、部会の意見を聴く場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われていない場合であって、かつ、改善の見通しがなく、児童福祉に著しく有害であると認められるとき。
- (2) 改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童福祉に著しく有害であると認められるとき。

3 前2項の事項について、緊急を要する場合で、あらかじめ部会の意見を聴くいとまがないときは、事後に部会に報告するものとする。

(検証)

第8 部会は、虐待による児童の死亡事例等について、事実の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討するために検証を行うものとする。

2 前項の検証を行うために、部会に報告を求める対象範囲は、次に掲げる場合とする。

- (1) 立入調査、臨検・捜索及び一時保護の実施状況。
- (2) 児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例等。具体的には県又は市町村が関与していた虐待による死亡事例(心中を含む)全てを対象とする。ただし、死亡に至らない事例や関係機関の関与がない事例(車中放置、新生児遺棄致死等)であっても検証が必要と認められる事例については、あわせて対象とする。

(庶務)

第9 部会の庶務は、県民文化部こども・家庭課において行う。

附 則

この要領は、平成10年6月4日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成15年4月22日から施行する。

2 この要領の施行の際、現に就任している委員及び新たに補欠のため就任する委員の任期は、第3の1の規定に関わらず、平成17年4月30日までとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 5 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要領は、平成 24 年 6 月 28 日から施行する。

この要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

長野県社会福祉審議会児童福祉専門分科会

処遇審査部会 専門委員

任期：平成 26 年 5 月 1 日～平成 29 年 4 月 30 日

氏名	所属	備考
上鹿渡 和宏	長野大学社会福祉学部 教授（児童精神科医）	
高野尾 三穂	長野県弁護士会 高野尾法律事務所 弁護士	部会長
竹村 一枝	長野県児童福祉施設連盟 松本赤十字乳児院 家庭支援専門相談員	
増田 英子	増田医院 副院長（小児科医）	副部会長
吉田 アイ子	「うごく保健室」主宰 （元小中学校養護教諭）	

* 所属は平成 29 年 4 月時点

<問い合わせ先>

長野県県民文化部こども・家庭課

〒380-8570 長野県長野市大字南長野字幅下 692-2

TEL : 026-235-7099

FAX : 026-235-7390

E-mail : kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp